

北九州市未来創造ネットワーク設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市は、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市の将来を担う若者に選ばれるまちを目指すため、学生等があたらしいことに主体的かつ継続的に挑戦できる環境を整えることによって、まちを活性化し、若い世代の社会動態の改善に繋げることを目的とし、北九州市未来創造ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（事業）

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ネットワークの会員間又はネットワーク外の主体との情報交換及び交流の推進
- （2）ネットワーク活動の情報発信及び会員の募集
- （3）市と連携した事業の実施及び市政情報の発信
- （4）その他ネットワークの活動推進に資する事業

（会員）

第3条 ネットワークは、第1条の目的に賛同し、本要綱を順守する団体及び個人をもって組織する。

- 2 ネットワークの会員資格を有する者は、学生等（北九州市内の高校、大学、専門学校等に在籍する学生若しくは生徒又は企業に在籍していない北九州市民で29歳以下の者をいう。以下同じ。）又は、主に学生等で構成される団体とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 次の各号に該当する者は、ネットワークの会員資格を有しない。

- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 4 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであること。

（組織）

第5条 ネットワークの庶務は、企画調整局地方創生 SDGs 推進部企画課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。